

様式第3号の2(第12条の2の2関係)

1箇月単位の変形労働時間制に関する協定届

事業の種類	事業の名称	事業の所在地(電話番号)		常時使用する労働者数
労働者派遣事業	エムシーパートナーズ株	神栖市奥野谷8073 (0299-97-0590)		100人
業務の種類	該当労働者数 (満18歳未満の者)	変形期間 (起算日)	変形期間中の各日及び各週の 労働時間並びに所定休日	協定の有効期間
プラント運転業務	1人	1カ月 (毎月1日)	勤務カレンダー通り	令和5年3月1日～ 令和6年2月29日
労働時間が最も長い日の労働時間数 (満18歳未満の者)	7時間 5分 (時間 分)	労働時間が最も長い週の労働時間数 (満18歳未満の者)	42時間 30分 (時間 分)	

協定の成立年月日 2023年 2月 27日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名 東日本センター茨城オフィス(派遣社員)
氏名 柳谷 淳子

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(投票による選挙)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 (チェックボックスに要チェック)上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

(チェックボックスに要チェック)

2023年 2月 28日

茨城オフィスマネジャー

職名 東日本センター
氏名 根本 博康

鹿嶋

労働基準監督署長殿

記載心得

- 労働基準法第60条第3項第2号の規定に基づき満18歳未満の者に変形労働時間制を適用する場合には、「該当労働者数」、「労働時間が最も長い日の労働時間数」及び「労働時間が最も長い週の労働時間数」の各欄に括弧書きすること。
- 「変形期間」の欄には、当該変形労働時間制における時間通算の期間の単位を記入し、その起算日を括弧書きすること。
- 「変形期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日」の欄中に当該事項を記入しきれない場合には、別紙に記載して添付すること。
- 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。
- 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。

1箇月単位の変形労働時間制に関する協定書

エムシーパートナーズ株式会社（以下「会社」という。）と従業員代表 柳谷 淳子は、1ヵ月単位の変形労働時間制に関して、次のとおり協定する。

（勤務時間等）

第1条 従業員の勤務時間は、毎月1日を起算日とする1ヵ月単位の変形労働時間制によるものとし、起算日から1ヵ月を平均して週40時間を超えないものとする。

2 従業員の1日の所定労働時間は 「7時間05分」とする。

- ・1直 (①) 7時25分～15時30分
- ・2直 (②) 15時25分～23時30分
- ・3直 (③) 23時25分～7時30分

（休日）

第2条 所定休日は勤務カレンダーのとおりとする。

4班3交替で、交替サイクルは『①①①①休②②②休③③③③休休』となる。

（対象となる従業員の範囲）

第3条 本協定による変形労働時間制は、次のいずれかに該当する従業員を除き、全従業員に適用する。

- 1 18歳未満の年少者
- 2 妊娠中または産後1年を経過しない女性従業員のうち、本制度の適用免除を申し出た者
- 3 育児や介護を行う従業員、職業訓練または教育を受ける従業員その他特別の配慮を要する従業員に該当する者のうち、本制度の適用免除を申し出た者
- 4 その他必要と認めたもの

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、2023年3月1日から1年間とする。

2023年 2月 27日

使用者

エムシーパートナーズ株式会社

東日本センター 茨城オフィス

マネジャー 根本 博康



従業員代表

エムシーパートナーズ株式会社

東日本センター 茨城オフィス

派遣スタッフ 柳谷 淳子

